

4月1日(土)から 自転車利用者のヘルメット着用が努力義務に

道路交通法の一部改正により、すべての自転車利用者にヘルメット着用が4月1日(土)から努力義務となりました。交通事故から命を守るため、自転車を運転する人と、同乗するすべての人が、ヘルメットを着用するよう努めましょう。保護者は、児童や幼児などのヘルメット着用にご協力ください。

また、滋賀県では自転車保険の加入が義務化されています。自転車利用者は必ず自転車損害賠償保険などに加入しましょう。



自転車用ヘルメットの購入費用を補助

自転車事故による被害の重症化を防ぐため、自転車用ヘルメットの購入費用の一部を補助します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。下記へお問い合わせください。

補助対象者	補助内容		条件
市内在住の65歳以上の人	市内の店舗で購入した、新品の自転車用ヘルメット ※中学校で指定している通学用ヘルメットは対象外	2分の1 (100円未満は切り捨て) 上限3,000円	・市税などを滞納していない ・自転車損害賠償保険などに加入している ・購入するヘルメットがSGマーク・CEマークなどの安全基準に適合している
市内在住の小学6年生以下の人		2分の1 (100円未満は切り捨て) 上限2,000円	

④購入日から6ヵ月以内または令和6年3月31日(日)のどちらか早い日までに、必要書類を下記へ提出。申請は対象者1人につき1回限り。

④危機管理課 ☎(582)1119 FAX(583)5066



ホームページ

温泉等優待割引事業で 健康づくり

県内の温泉などの指定施設を利用の際に「ゆカード」を提示すると、割引サービスなどが受けられます。入浴による効果と温泉の効能で、健康の保持増進と心身の保養を図りましょう。

「ゆカード」の配布場所

国保年金課、市民課、すこやか生活課
 各地区会館、駅前総合案内所

④国民健康保険加入者、後期高齢者医療制度加入者
 ④「ゆカード」の有効期限はありません。滋賀県保険者協議会に加入する県内医療保険者の被保険者にも「ゆカード」が発行されます。詳しくは、所属の医療保険者へお問い合わせください。



④国保年金課

☎・有(582)1120 FAX(582)1138

ビワテク BIWA-TEKUを 始めてみませんか

楽しく健康ポイントをためて、おトクに健康になりませんか。

スマートフォンに健康推進アプリ「BIWA-TEKU」をダウンロードし、ポイントをためることで賞品の抽選に応募できます。令和4年度は約1,000人が賞品に当選されています。

ポイントの集め方

- ・モバイルスタンプラリー
 県内市町のスタンプラリーコースを選択し、アイコンのあるスポットへ実際に行きチェックインする
- ・バーチャルウォークラリー
 現地に行かずに、日々の歩数でバーチャル琵琶湖一周や名所めぐりをする
- ・各種健(検)診の受診
 アプリ内の「健康手帳」に受診記録をする
- ・健康イベントへの参加
 市町が開催する健康イベントへ参加する

④すこやか生活課

☎・有(581)0201 FAX(581)1628



健康推進アプリ
 「BIWA-TEKU」